

【3月25日付け—新型コロナウイルス感染関連情報（アイダホ州知事による自宅待機命令の発出）】

●25日、リトル・アイダホ州知事は全州民に対し、不必要な外出を控え、やむを得ず外出する場合には他人と6フィートの間隔を確保することなどを指示する州知事命令（stay-home order）を発表しました。

【州政府発表文】

<https://gov.idaho.gov/pressrelease/governor-little-issues-statewide-stay-home-order-signs-extreme-emergency-declaration/>

●主な内容

- ・州民は任意での旅行は制限し、可能な限り自宅で待機する。
- ・やむを得ず外出する際、ジョギング等で近所に出かける際は、家族以外の者と6フィートの間隔を確保する。
- ・食料・日用品店、病院及び薬局ほか必須事業を除き、テレワークを導入する。
- ・レストランやフードコートなどは、テイクアウト及び配達を行う場合に限り操業可とする。
- ・この命令は、3月25日から21日間継続され、知事及び州政府は状況を見て延長を判断する。

●在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、本命令を遵守し、不要不急の外出を控えるようお願いいたします。

●アイダホ州の各郡における感染者数については、下記HPをご確認下さい（随時更新されます）。

<https://coronavirus.idaho.gov/>

■本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています。

■在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

○オンラインで在留届提出済の方：帰国・転出等のアップデートもオンラインでできます（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）。

○当館窓口に直接提出された方：在留届の変更（帰国・転出含む）は、以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、当館領事班までメール（consul@se.mofa.go.jp）乃至 FAX (206)812-5971 で送付ください。

<https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/000499579.pdf>（ダウンロード用在留届の変更届（帰国・転出含む））

○新規に在留届を提出される方：上記オンラインのリンク乃至、下記ダウンロード用届をE

メール (consul@se.mofa.go.jp) 乃至 FAX(206)812-5971 で当館まで送付下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf> (ダウンロード用
在留届)

■ 在シアトル日本国総領事館

701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

TEL: (206)-682-9107

HP: https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

facebook: <https://www.facebook.com/JapanCons.Seattle/>
